

## 返戻金制度について

当社は、紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合または会社都合により退職した場合、下記の通り紹介手数料の一部を返戻いたします。

### 1. 適用条件

- 当社が紹介した求職者が就職した日から起算して、以下の期間内に退職した場合に限り返戻金の対象とします。
- 退職の事実について、求人者から速やかに書面またはメール等により当社へ通知がなされることを条件とします。
- 無断欠勤、または採用取消し等で実際に就業が開始されなかった場合も、同様に返戻の対象となります。

### 2. 返戻金の基準

返戻金は、紹介手数料(税抜)の以下の割合を上限として返戻いたします。

- 入社後1か月以内の退職 ... 紹介手数料の 80%
- 入社後2か月以内の退職 ... 紹介手数料の 50%
- 入社後3か月以内の退職 ... 紹介手数料の 20%
- 入社後3か月を経過した後の退職 ... 返戻なし

### 3. 返戻金の支払方法

- 返戻金は、退職確認後に請求書発行済みの紹介手数料から差し引き、または振込にて返戻いたします。
- 返戻金の支払期日は、退職確認後30日以内とします。

### 4. 免責事項

- 紹介先企業による労働条件の不履行や、紹介時に提示された条件との相違に起因する退職については、本制度の対象外とする場合があります。
- その他、当社の責によらない事由による退職についても返戻の対象外とすることがあります。